

議案第94号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課税額） 第3条 [略]</p> <p>2 前項の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>50万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>10万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>10万円</u>とする。</p> <p>（基礎課税額に係る所得割額）</p>	<p>（課税額） 第3条 [略]</p> <p>2 前項の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>47万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>47万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>9万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>9万円</u>とする。</p> <p>（基礎課税額に係る所得割額）</p>

第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.49を乗じて算定する。

2 [略]

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について2万9,200円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について7,400円とする。

（介護納付金課税額に係る所得割額）

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,900円とする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第9条の2 国保課税被保険者が法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合における第4条第1項、第6条及び第8条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相

第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.2を乗じて算定する。

2 [略]

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について2万4,000円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について6,500円とする。

（介護納付金課税額に係る所得割額）

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

当する金額によるものとする。次項において同じ。 ) 」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第21条第1項第1号中「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.3万円を超える場合には、1.3万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するもの(同日の属する月以後5年を経過する月までの間にある者に限る。)をいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 20,440円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,180円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,230円

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特

(国民健康保険税の減額)

第21条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。次号において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するもの(同日の属する月以後5年を経過する月までの間にある者に限る。)をいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。本号中の山林所得金額の算定についても同様とする。次号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,400円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 3,900円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 4,800円

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特

定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者（当該納税義務者を除く。）の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に24万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,600円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 3,700円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 4,450円

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に35万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,840円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,480円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 1,780円

2 世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「同法」とする。

附 則

1～9 [略]

（平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者（当該納税義務者を除く。）の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に24万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 9,600円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 3,200円

附 則

1～9 [略]

（平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

10 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおけるさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年さいたま市条例第11号）による改正前のさいたま市国民健康保険税条例（次項から附則第13項までにおいて「改正前の条例」という。）第11条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

11 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける改正前の条例第11条の規定の適用については、附則第9項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

12～25 [略]

（平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例）

26 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税に係る第24条第1項第2号に該当する者に係る減免については、同項中「減免することができる。ただし、第2号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「減免することができる。」とする。

10 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおけるさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年さいたま市条例第11号）による改正前のさいたま市国民健康保険税条例（次項から附則第13項までにおいて「改正前の条例」という。）第11条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

11 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける改正前の条例第11条の規定の適用については、附則第9項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

12～25 [略]

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 1 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。